

R8年 8月提出の
報告書の書き方
早わかり

調剤ベースアップ評価料 中間報告書及び実績報告書の手引き

令和8年7月版

★ 調剤ベースアップ評価料を算定している保険薬局は、**毎年8月に**報告書の提出が必要です。
この手引きは、**令和8年8月に提出する、中間報告書**の書き方をまとめたものです。

・ **令和8年度**の調剤ベースアップ評価料の「賃金改善**中間報告書**」

報告書の提出手順とベースアップ評価料特設ページ

- 必ず、当該年度の最新の実績報告書および中間報告書の様式をダウンロードしてください。

報告書の提出手順

1. 報告書の様式（エクセル形式）を

特設HPからダウンロードします。

※**調剤ベースアップ評価料届出様式**（届出様式のエクセルファイルに、実績報告書・中間報告書のシートがあります。）【3ページ】

2. 各様式に必要な事項を記入します

- ・令和8年度中間報告書について【4～16ページ】
- ・同一給与体系を持つ法人内の複数保険薬局において「月額賃金総額」や「対象職員数」を通算した保険薬局の報告書について

【17～19ページ】

3 記載終了後はメールで提出するのみ！

【20ページ】

4 報告書提出の注意点【21～22ページ】

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

「令和8年度診療報酬改定における賃上げ」に係る医療機関・訪問看護ステーション・保険薬局向け特設ページです。

【重要】

- ・令和8年度診療報酬改定前の届出様式
- ・令和7年度算定分の実績報告書の提出

これらの様式や通知については、[こちら](#)（9. 賃金改善実績報告書の提出について）をご確認ください。届出の様式が異なりますので

--- 中略 ---

9. 賃金改善実績報告書の提出について

ベースアップ評価料に係る実績報告書については、報告する書類が「令和7年度算定分の実績報告書」と「令和8年度算定分の実績報告書」で異なる様式となっております。提出様式を確認して提出をお願いいたします。

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索

令和8年度賃金改善実績報告書・中間報告書の様式ダウンロード

- 提出が必要な各種様式については、ベースアップ評価料特設ページに掲載されています。

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



または

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索



報告書様式が掲載されている項目にジャンプします

令和8年度「賃金改善中間報告書」

● R8実績・中間報告書（保険薬局用）【専用様式】

【令和8・9年度算定分】賃金改善実績報告書様式（医療機関・訪問看護ステーション・保険薬局）

- ・こちらの賃金改善実績報告書は、令和8・9年度算定分の実績報告（中間・実績）を記載する様式です。
- ・【提出月】と【提出する報告書】については以下の通りです
- 令和8年8月 : 令和8年度算定分の中間報告書
- 令和9年8月 : 令和8年度算定分の実績報告書・令和9年度算定分の中間報告書
- 令和10年8月 : 令和9年度算定分の実績報告書・令和10年度算定分の中間報告書

【報告書専用様式】一覧

※報告書専用様式になります。報告書の提出時に必要な様式シートのみが表紙されているExcelデータとなります。【2026.07.24更新】

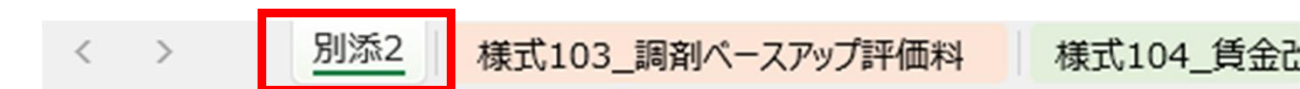
- ・病院、診療所及び歯科診療所
- X R8実績・中間報告書（病院・診療所用）【報告書専用様式】 [374KB] [📄](#)
- ・訪問看護ステーション
- X R8実績・中間報告書（訪問看護ステーション用）【報告書専用様式】 [210KB] [📄](#)
- ・保険薬局
- X R8実績・中間報告書（保険薬局用）【報告書専用様式】 [210KB] [📄](#)
- ・歯科診療所（歯科技工所ベースアップ支援料）
- X R8実績報告書（歯科技工所ベースアップ支援料用）【報告書専用様式】 [210KB] [📄](#)

令和8年度中間報告書の記入方法①

～届出に関する基本的な事項を記載します～

- まず、令和8年度診療報酬改定において、調剤ベースアップ評価料を算定している全ての保険薬局が作成する「別添2」（届出書）・「様式104別添1」シート（「実績報告書・中間報告書（調剤個店）」）の書き方を解説します。
- それぞれの様式のオレンジ色の欄 全てに記入・チェックをします。

◆エクセルファイルを開き、画面の下部にある、「別添2」のシート名を選択します。



【別添2】

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届出番号	
------------------------	--	------	--

連絡先
担当者氏名：
電話番号：

(届出事項)
(選択してください)
施設基準に係る届出

！チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合には届出できません。

- ☐ 当届出を行う前月において当届出に係る事項に異し、不正又は不当な届出（法令の趣意に基づくものに異し、）を行っていないこと。
- ☐ 当届出を行う前月において施設基準及び施設基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ誤に違反していないこと。
- ☐ 当届出を行う前月において、療養保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に異し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☐ 当届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入居患者数の基準及び医師等の人数の基準並びに入居基本料の算定方法に規定する入居患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の人数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関・保険薬局の所在地
及び名称

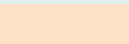
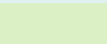
開設者名

▶ 様式内のオレンジ色の欄をすべて埋める必要があります。

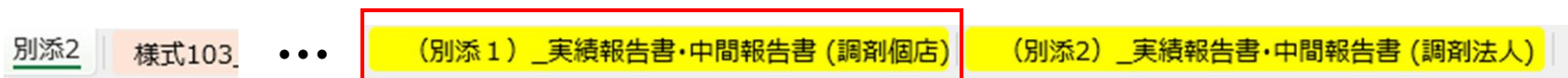
【届出事項】
プルダウンから「報告書提出」を選択します。
下段には、プルダウンから提出する報告書シート名を選択してください。
(例) 実績報告書・中間報告書（調剤個店）

その他、保険薬局の基本事項を入力します。

令和 8 年度中間報告書の記入方法② ～届け出る報告書の種類を入力します～

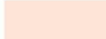
- オレンジ色の欄  に記入・チェックをします。（薄緑色の欄  は自動転記される）

◆続いて、エクセル画面の下部にある、「別添 1_実績報告書・中間報告書（調剤個店）」のシート名を選択します。



【様式104別添 1】

（保険薬局）

（令和  年度分）

該当する年度をプルダウンから選択
（※今回の場合、令和 8 年度中間報告なので“8”）

保険薬局コード
保険薬局名

「別添 2」シートから自動で転記
（記入不要）

I. 提出書類の種類

※どちらか 1 つを選択してください。

- ☐ 賃金改善中間報告書
- ☐ 賃金改善実績報告書

該当するものどちらか 1 つにチェック
➡今回は中間報告書の提出のため、賃金改善中間報告書にチェックします。

令和 8 年度中間報告書の記入方法③－ 1

～賃金改善実施期間及び調剤ベースアップ評価料算定期間を入力します～

- **中間報告書**においては、調剤ベースアップ評価料を算定する全保険薬局（令和 8 年 4 月から賃金改善を実施している保険薬局も含む。）が 6, 7 月分の実績報告を行います。

Ⅱ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和		年		月	～	令和		年		月
----	--	---	--	---	---	----	--	---	--	---

	ヶ月
--	----

薄緑色の欄は自動入力
(記入不要)

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和		年		月	～	令和		年		月
----	--	---	--	---	---	----	--	---	--	---

	ヶ月
--	----

薄緑色の欄は自動入力
(記入不要)

○賃金改善実施期間・ベースアップ評価料算定期間の考え方（中間報告の場合）

※中間報告書の場合のみ、調剤ベースアップ評価料算定期間は、賃金改善実績期間と同じ期間になる

- ・ 令和 8 年 6 月以前から調剤ベースアップ評価料を届け出て賃金改善を行っている保険薬局の場合
➡令和 **8** 年 **6** 月～令和 **8** 年 **7** 月と入力
(令和 8 年度の調剤ベースアップ評価料を用いた賃金改善を令和 8 年 4 月から実施している保険薬局も、今回は、**6, 7** 月分の実績報告を行っていただきますので、このように入力してください。)
- ・ 令和 8 年 7 月から調剤ベースアップ評価料を届け出て賃金改善を実施している保険薬局の場合
➡令和 **8** 年 **7** 月～令和 **8** 年 **7** 月と入力

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑤ ～調剤ベースアップ評価料の収入実績額の入力～

- 算定している調剤ベースアップ評価料の収入実績額を入力してください。

【様式104別添 1 続き】

Ⅲ. ベースアップ評価料による収入の実績額【（２）の期間中】

（３）調剤ベースアップ評価料による収入の実績額

円

【ベア評価料の収入額について】

- ・ 調剤ベースアップ評価料の収入実績額を入力します。（入力の対象となる期間については、6 ページを参考）

令和8年度中間報告書の記入方法⑦－1 ～対象職員の基本給等総額に係る項目の入力の大まかな流れ～

- 次に調剤ベースアップ評価料の対象職員の基本給等総額に係る項目を入力します。
- 項目の入力手順として①**職種毎の入力項目（V-1、V-2）**を先に入力することで、②**対象職員全体の入力項目**が自動で算出される仕組みとなっています。

【様式104別添1 続き】

IV：対象職員**全体**の基本給等総額に係る項目

【ベースアップ評価料対象職種について】

IV. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(4) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		人
(5) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		円
(6) 令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(7) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（5）－（6）】		円
(8) ベア等による賃金増率【（7）÷（6）】		%
(9) 上記（8）以外で、ベア等に伴う賞与・時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額		円

手順②

【手順①】による職種ごとのデータが入力されることで、対象職員全体の基本給等総額に係る項目

欄が自動で算出される。

（※「ベア等に伴う賞与・時間外手当等の増加分に用いた総額」については、入力が必要）

V-1～V-2：職種ごとにおける対象職員の基本給等総額に係る項目

V-1. 事務職員の基本給等総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		円
(12) 令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（11）－（12）】		円
(14) ベア等による賃金増率【（13）÷（12）】		%
(15) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(16) 前年度の賞与の支給月数		か月

V-2. 薬剤師の基本給等総額に係る事項

(17) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		人
(18) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		円
(19) 令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(20) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（18）－（19）】		円
(21) ベア等による賃金増率【（20）÷（19）】		%
(22) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(23) 前年度の賞与の支給月数		か月

手順①

職種ごとの基本給等総額に係る項目 欄を入力する。

※ベア実績額・賃金増率については自動で算出

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑦－ 2

～職種毎における対象職員の基本給等総額に係る項目の入力～

- 職種ごとの常勤換算数、賃金改善前と後の基本給等総額を入力します。
- まずは【手順①】の入力項目について、用語と入力内容を確認しましょう。

【様式104別添 1 続き】

V－ 1. 事務職員の基本給等総額に係る事項

(10) 対象職員の基本給等換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円

●基本給等総額とは

➡基本給又は毎月決まって支払われる給与の総額のことを指します。基本給以外に以下の手当等も含まれます。

- (例) ・扶養手当, 住居手当, 地域手当, 通勤手当 等
- ・恒常的に夜間を含む交代制勤務をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当（令和 8 年度改定より追加）

※調剤ベースアップ評価料を原資として支給される手当は含みますが、「令和 7 年度保険薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めません。（調剤ベースアップ評価料による賃金改善分のみを比較するためです。）

【入力項目解説】

(10) 当該保険薬局に勤務する対象職員の基本給等換算数を入力します。

(11) 賃金改善実施期間の開始月（ 6 ページで入力した開始月）における、対象職員の基本給等総額を入力します

（これにより、調剤ベースアップ評価料の賃金改善実施後の基本給等総額を報告します。）

➡ R 8 年中間報告の場合：令和 8 年 6 月時点の基本給等総額

（ただし、令和 8 年 7 月から算定を開始した場合には令和 8 年 7 月時点の基本給等総額）

令和8年度中間報告書の記入方法⑦－3 ～職種毎における対象職員の基本給等総額に係る項目の入力～

- 賃金改善実施前の基本給等総額を報告するため、賃金改善実施前の時点における給与体系に当てはめた場合を想定し、基本給等総額を入力します。

【様式104別添1 続き】

(12) 令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額

円

【入力項目解説】

- (12) 「令和8年度診療報酬改定後の調剤ベースアップ評価料を算定した年度に勤務している対象職員を、令和8年3月時点の**給与体系に当てはめた場合**の、対象職員の基本給等総額を入力
(→これにより、調剤ベースアップ評価料の賃金改善実施**前**の基本給等総額を報告します。)

もっと詳しい解説

【給与体系に当てはめた場合とは？】

「令和8年3月時点の給与体系に当てはめた場合」の給与とは、令和8年3月に、賃上げ後と同じ年齢・職位の人が在籍していた場合の給与です。

(例) 次の例では同じ職員Aさんの給与が2万円上がっていますが、昇給の理由が昇進・年功・ベースアップのいずれかは分かりません。

令和8年3月
係員Aさん 30歳 給与25万円 → 令和8年6月
主任Aさん 31歳 給与27万円

このため、ここでは、令和8年3月のAさんの給与ではなく、令和8年3月に、6月と同じ**「31歳の主任」が在籍した場合の給与**を算出します。

もし、令和8年3月に、6月と同じ「31歳の主任」がいると仮定した場合の給与が26万円であれば、26万円を記載します。(この額を27万円と比較します。)これを複数の職員について行い、合計を記載します。

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑦－ 4 ～職種毎における対象職員のベア実績額・賃金増率（自動算出）～

- 職種ごとの常勤換算数、賃金改善前と後の基本給等総額を入力されると、ベア実績額及び、賃金増率が自動で算出されます。

【様式104別添 1 続き】

薄緑色 の欄は自動計算による転記
(記入不要)

(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額	ベア実績額	(1 か月分) 【 (11) - (12) 】		円
(14) ベア等による賃金増率		(13) ÷ (12) 】		%

●ベア実績額とは

➡賃金改善を実施する前と実施した後を比較し、対象職員の 1 ヶ月分における賃金改善の上がり幅を示した額。
賃金改善実施前と後の基本給等総額の差分

●賃金増率とは

➡賃金改善を実施する前から、どの程度賃金改善が行われたかを示す割合

【項目解説（自動計算）】

※ (10) ～ (12) (9～10ページ) を入力すると、自動計算によって数値が表示される

(13) 【自動計算】対象職員の 1 ヶ月分における賃金改善を実施した額
(➡賃金改善実施前と後の基本給等総額の差分： (11) - (12))

(14) 【自動計算】ベア等によって対象職員の賃金がどの程度増減されたのか（賃金増率）
(➡賃金の変化分：ベア実績額 / 賃金改善の実施前の基本給等総額 = (13) / (12))

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑦－ 5 ～賞与の支給月数の入力～

- 対象職員に対して支給された賞与の支給月数について、報告書届出年度支給分と前年度支給分をそれぞれの項目に入力する。
- **該当がない項目については、“0”を入力**し、空欄が無いように記載してください。（0を入力しないと、正しく計算が行われません。）

【様式104別添 1 続き】

オレンジ色の  欄に数値を入力（該当無の場合は“0”）

(15) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(16) 前年度の賞与の支給月数		か月

(15) 報告年度に実際に対象職員に支給された賞与の月数を入力（例：基本給の●ヶ月分）

(16) 前年度における賞与の支給月数を入力

※賞与の支給が月数による支給（例：基本給の●ヶ月分）ではなく、金額（例：●円）による場合には、**「年間で支給された（令和8年度は支給予定の）賞与額÷基本給等」**を入力してください。

（職員が複数いる場合は平均値を算出してください。）

➡ここまでの項目を職種毎（V－2）も同様に入力する。

令和 8 年度中間報告書の記入方法⑦－ 6 ～対象職種全体の基本給等総額に係る項目の入力～

- 次に 8 ページの【手順 2】**対象職員全体**の基本給等総額に係る項目になります。
- 8 ページの【手順 1】職種ごとの入力項目（9～12ページ）が全て入力されることで、自動計算で対象職員全体の項目が算出されます。

手順①➡手順②

V-1～V-2（9～12ページ）の職種毎のデータを入力することで
対象職員全体の基本給等総額に係る項目（薄緑色 の欄）が
自動で入力される（記入不要）

【様式104別添 1 続き】

【ベースアップ評価料対象職種について】

IV. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(4) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		人
(5) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		円
(6) 令和 8 年 3 月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(7) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1 か月分）【（5）－（6）】		円
(8) ベア等による賃金増率【（7）÷（6）】		%

オレンジ色の 欄に数値を入力（該当無い場合は“0”）

(9) 上記（8）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額		円
--	--	---

令和8年度中間報告書の記入方法⑦－7 ～ベア等に伴う賞与等の増加分の入力～

- ベア等以外で、ベア等の増加に伴い賞与や時間外手当の増加分を記載する項目になります。
- **1ヶ月分**のベア等に伴う賞与等の増加分を入力します。（様式の最後の項目で、賃金改善実施期間・ベア評価料算定期間分に引き延ばして計算します。）

【様式104別添1 続き】

(9) 上記(8)以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額 円

ベースアップ評価料を、ベア以外で、ベア等に伴う賞与などの増加分や、法定福利費の増加分に用いた場合はここに記載します（該当ない場合は“0”を入力）

もっと詳しい解説

●賞与の増加分について

ベースアップ評価料による基本給の増額による賞与への影響額を、増加分として、入力してください。

例) ベアを実施し、前年度と比較して賞与の支給月数が上がっている場合

【ベア実施前（＝改定前年度）】

【ベア実施後（＝改定後年度）】

基本給：200,000円 賞与(3.6か月分)720,000円

基本給：206,000円 賞与(4.0か月分)824,000円

➡**ベア実施後の年度における賞与の支払い月数(4.0か月分)を固定**した上で、ベア実施前年度、ベア実施後年度の賞与支給額を算出し、比較した差額が、ベースアップ評価料による賞与の増加分となる。

（この例では $206,000円 \times 4.0 - 200,000円 \times 4.0 = 824,000円 - 800,000円 = \underline{24,000円}$ ）

➡このうち、本様式(9)に記入するのは、**1か月分の給与による影響額、つまり1年の12分の1であるため、 $24,000 \times (1/12) = \underline{2,000円}$** を、入力することとなる。

※項目(29)において算定期間(6ページ)分の影響額を自動計算にて算出している。（例えば中間報告書においては、**2か月分の給与による影響額となるため、 $24,000 \times (1/12) \times 2 = 4000円$** が自動で算出される。

●法定福利費の増加分について

概算の場合、最大16.5%で計算可としている（「疑義解釈資料の送付について（その3）」別添2 問1 事務連絡令和8年4月20日付）。

➡**【ベア実績額(7) $\times 0.165$ 】**で計算可能。

（ただし、法定福利費の増加分に加えて、時間外手当等の増加分等がある場合には、概算結果に時間外手当等の増加分も加えた総額の入力が必要）

令和8年度中間報告書の記入方法⑧ ～保険調剤分による収入割合を算出する～

- 薬局の収入のうち、保険調剤分による収入の総額を入力します。

【様式104別添1 続き】

非保険調剤収入分（OTC医薬品や
衛生材料などの売上）を含めた額

VI. 保険調剤による収入の割合

(24) 保険調剤による収入の総額【前会計年度における1年間の総額】		円
(25) 全ての収入の総額【前会計年度における1年間の総額】		円
(26) 保険調剤による収入の割合【(24) / (25)】		%

※ 保険調剤による収入の総額：調剤報酬（保険外併用療養費を除く。）、介護保険、国、地方公共団体、保険者等が交付する補助金等に係るものの総額（労災保険に係るものを除く）。

※ (25) については、店舗販売業を併設している保険薬局であり、かつ保険調剤に従事する職員と店舗販売業に従事する職員を明瞭に分けることができない店舗についてのみ、保険調剤以外の収入を計上すること。これに該当しない場合は、(24)と同額を入力すること。

① 店舗販売業を併設しており、保険調剤従事者と店舗販売従事者を区分できない場合

→ (25) に、保険調剤以外による収入も含めたすべての収入の総額を記載してください。

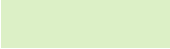
② ①に該当しない場合

→ (26) が100%となるよう、(25) に(24)と同額を記載してください。

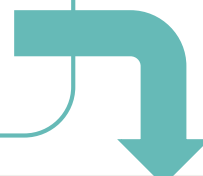
令和8年度中間報告書の記入方法⑨ ～評価料が対象職種へ充当されているか判別～

- 全ての項目の入力が終わると、報告書の最終項目に、調剤ベースアップ評価料で得た収入が正しく充当されているか判別式が表示される。

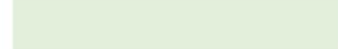
【様式104別添1 続き】

これまでのオレンジ色の  欄に数値（もしくは“0”）を全て入力すると薄緑色  の欄全てに数値が入力されている状態になる。（**自動計算**）

**※どこかが一つでも空白になっていると、正しく判別できません！
（9～15ページで、入力漏れがないか確認してください。）**



Ⅶ. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

(27) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)】		円
(28) 対象職員全体の賃金改善実績額における、保険調剤分（算定期間分）【(7) × (26) × (算定期間)】		円
(29) ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額（算定期間分）【(9) × (算定期間)】		円
(30) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【((28) + (29)) - (27) 】		円
(31) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み	

⇒ベースアップ評価料で得た収入を対象職員へ全て充てることが出来たら、
「賃金改善額充当済み」が表示される。

（※ベースアップ評価料で得た収入を対象職員へ全て充てれていない場合は「賃金改善額充当不足」と表示される。）

（**中間報告書の場合のみ**、「賃金改善額充当不足」と表示されても、提出可能です。）

⇒全ての入力が完了しましたら、提出にお進みください（20ページ）

令和8年度中間報告書の記入方法

（同一給与体系を持つ法人・グループ内通算を実施している場合）①

◆ここまでは、ベースアップ評価料を届け出ている保険薬局（個人店舗）において、提出が必要な報告書様式の入力方法について、解説しました。

◆次に、法人内又はグループ内の同一の給与体系に基づく複数の保険薬局において、保険薬局の「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して報告書の作成を行う場合（以下「同一給与体系を持つ法人内通算」という。）の入力方法について解説いたします。

◆通算した保険薬局については、報告書においても通算して報告が必要となります。

●提出が必要な様式

【提出する保険薬局】

- ・同一給与体系を持つ法人内通算を実施していない保険薬局の場合
- ・同一給与体系を持つ法人内通算を**実施している**保険薬局の場合

【提出様式】

別添2 + 様式104別添1
(4～16ページ)

別添2 + 様式104**別添2**
(18～19ページ)

令和8年度中間報告書の記入方法（同一給与体系を持つ法人内通算）② ～届出に関する基本的な事項を記載します～

- 同一給与体系を持つ法人内通算を実施している保険薬局の提出が必要な報告書は、「別添2」（届出書）・「様式104別添2」シート（「賃金改善実績報告書・中間報告書（法人用）」）となります。
- これまでと同様に、それぞれの様式のオレンジ色の欄 全てに入力・チェックをします。

◆最初に、エクセル画面の下部にある、「別添2」のシート名を選択します。

＜ ＞ 別添2 様式103_調剤ペースアップ評価料 様式104_賃金

【別添2】
持病診療科の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード
又は保険薬局コード

届出番号

連絡先
担当者氏名
電話番号

（届出事項）
（選択してください）

施設基準に係る届出

！チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合は届出ができません。

☐ 当届出を行う前月において当届出に係る事項に異し、不正又は不当な届出（法令の趣意に基づくものに属する。）を行っていないこと。

☐ 当届出を行う前月において施設基準及び関係機関の届出に基づき厚生労働大臣が定める届出事項等に適合する基準に違反したことがなく、かつ適に違反していないこと。

☐ 当届出を行う前月において、医療提供施設第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく関係機関の届出、診療内容又は診療報酬の請求に異し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

☐ 当届出を行う前月において、厚生労働大臣の定める入居患者数の基準及び医師等の人数の基準に基づき入居患者数の算定方法に規定する入居患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の人数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関・保険薬局の所在地
及び名称

開設者名

▶ 様式内のオレンジ色の欄をすべて埋める必要があります。

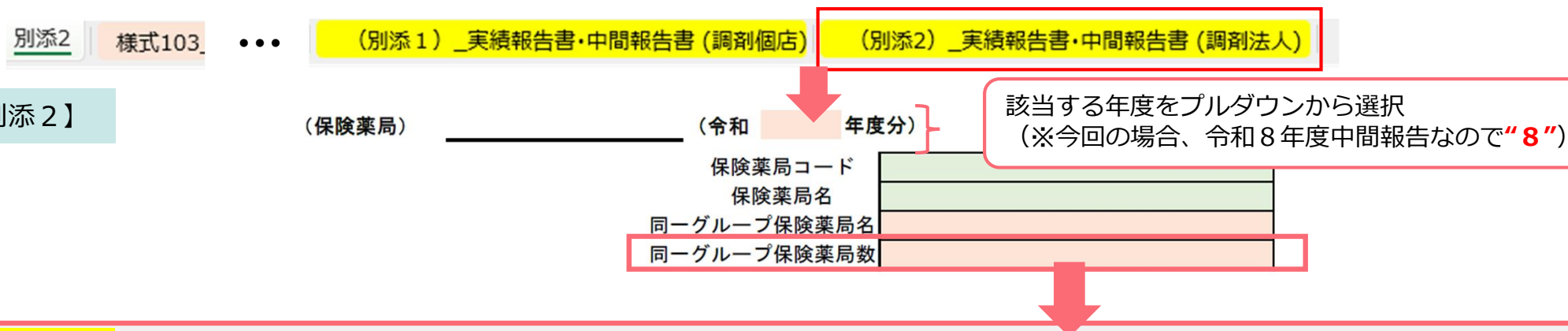
【届出事項】
プルダウンから「報告書提出」を選択します。
下段には、プルダウンから提出する報告書シート名を選択してください。

その他、保険薬局の基本事項を入力します。

令和8年度中間報告書の記入方法（同一給与体系を持つ法人内通算）③ ～通算した保険薬局数などを入力します～

- 同一給与体系を持つ法人内の複数保険薬局において、**通算した保険薬局数を記載してください。**
- オレンジ色の  欄に記入・チェックをお願いします。（薄緑色の欄  は自動転記される）

◆エクセル画面の下部にある、「別添2_賃金改善実績報告書・中間報告書（法人用）」のシート名を選択します。



【様式104別添2】

（保険薬局） _____ （令和  年度分）

保険薬局コード _____

保険薬局名 _____

同一グループ保険薬局名 _____

同一グループ保険薬局数 

該当する年度をプルダウンから選択
（※今回の場合、令和8年度中間報告なので“8”）

【入力必須】 同一給与体系を持つ法人内において通算した保険薬局数を記載してください

（例：法人Pに属するA薬局、B薬局、C薬局、D薬局、E薬局の中で、法人内において通算した保険薬局が【A薬局、C薬局、E薬局】の場合は3つの薬局が通算されるため、**3**と入力）

➡これ以降の入力項目については、通常の報告書と同じ内容になります。

法人内通算した保険薬局のベースアップ評価料の総収入実績額や、全職種に係る基本給等総額に係る項目の記入として入力します。
（5～16ページ参照）

➡通算した保険薬局の報告書内容は、全て統一した内容の報告書をご提出ください。

報告書の提出方法

- お疲れ様でした。これで入力作業は終了です。届出様式の提出と同様に、**報告書についても電子メール**で送付ください。

メール添付前の準備

提出先は、保険薬局がある地方厚生（支）局の
都道府県事務所の専用メールアドレスです。

アドレスの一覧は**こちらへ**

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001684691.pdf>

⇒メールアドレスについて、転記間違いや入力ミスが発生しています。

コピー＆ペーストを利用して、宛先を間違えないように注意してください。

メール本文にも、署名等により
保険薬局及び**連絡先**を記載してください。

※メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。

メール画面のイメージ

宛先

● ● ● @mhlw.go.jp

本文



9999999_令和8年度

ベースアップ評価料

賃金改善**中間**報告書

.xlsx

● ● 薬局

電話番号：123-4567-7890

報告書の提出の注意点

- 報告書を提出する際には、以下の点について注意して送付してください。
- 誤った提出方法の場合、再度ご提出いただく可能性がございますので、**必ず送付前にご確認ください。**

● 報告書のファイルについて

➡様式は必ず厚生労働省が提供しております **Excel**
ファイル（3ページ）での提出をお願いいたします。

【対応不可】

- PDF, Zipファイル, スプレッドシート
 - 独自に作成・加工したExcelファイル
 - 新たにパスワードを設定したExcelファイル
 - OneDrive等の共有リンク
- ⇒地方厚生（支）局が、データの確認ができません

● ● ● @mhlw.go.jp



9999999_令和8年度

ベースアップ評価料

賃金改善中間報告書

.xlsx

● ● 薬局

電話番号：123-4567-7890

報告書の提出の注意点

- 報告書を提出する際には、以下の点について注意して送付してください。
- 誤った提出方法の場合、再度ご提出いただく可能性がございますので、**必ず送付前にご確認ください。**

● 報告書のファイル名について

➡それぞれ、何年度の実績・中間報告書なのかがわかるようファイル名の記載をお願いいたします。

(例)

● 令和8年度中間報告書：

9999999_令和8年度ベースアップ評価料賃金改善
中間報告書.xlsx

※9999999は保険薬局コードになります。

各保険薬局における保険薬局コードを記載してください

● ● ● @mhlw.go.jp



9999999_令和8年度
ベースアップ評価料
賃金改善中間報告書
.xlsx

● ● 薬局

電話番号：123-4567-7890